

# 山口県報

平成18年  
6月9日  
(金曜日)

## 目次

告示  
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) ..... 一  
生活保護法の規定に基づく指定介護機関の廃止の届出 (厚政課) ..... 三  
生活保護法の規定に基づく介護機関の指定 (五件) (厚政課) ..... 三  
結核予防法の規定に基づく医療機関の指定 (健康増進課) ..... 七  
水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体の指定に関する告示の一部改正 (河川課) ..... 八  
土木関係建設コンサルタント業務共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査 (八件) (河川課) ..... 八  
公告  
契約の締結 (税務課) ..... 四  
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (県民生活課) ..... 五  
大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出 (商政課) ..... 五  
土地改良事業施行協議に係る決定 (農村整備課) ..... 六  
土地改良区役員の届出 (農村整備課) ..... 六  
土地改良事業の工事了の届出 (農村整備課) ..... 八  
土地改良事業の工事了の届出 (農村整備課) ..... 八  
県営豊浦第二地区ほ場整備事業 (第一換地区) 換地計画書の縦覧 (農村整備課) ..... 八  
下関都市計画道路の変更の案の縦覧 (都市計画課) ..... 八  
開発行為に関する工事了の完了 (建築指導課) ..... 九  
監査告示  
外部監査人の補助者の氏名等 ..... 九

### 山口県告示第三百一十一号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第十号) 第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成十八年六月九日から同月二十九日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成十八年六月九日

山口県知事 二井 関 成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 株式会社トクヤマ  
住 所 周南市御影町一番一号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 株式会社トクヤマ徳山製造所徳山・南陽工場  
所在地 周南市御影町一番一号
- 三 特定施設に関する事項  
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構 造			使 用 の 方 法	
	能 力 (Nm <sup>3</sup> /時)	工事着手 予 定 日	工事完成 予 定 日	使用開始 予 定 日	使用時間 隔 隔 間 連 続 時 間 の 使 用 動 向 の 概 要
二七ール	一八、〇〇〇	平成一八、 七、二五	平成一八、 九、三〇	平成一八、 一〇、一	連 続 二 四 時 間 変 動 な し
"	一、二〇〇	"	"	"	"
"	一、八〇〇	"	"	"	"

備考 「二七ール」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第二十七号の無機化学工業製品製造業の用に供する湿式集じん施設をいう。



No. 13	No. 12	No. 11
排水口	排水口	排水口
八	八	八
五・一	三・七	三・七
一〇・八	六・三	六・三
〃	一〇	〃
一〇	二〇	〃
〃	〃	〃
〇・七	〇・八	〇・七
一・七	二・四	一・五
〇・〇四	〇・〇八	〇・〇六
〇・一三	〇・一五	〇・一
二、四〇〇	六、一四〇	四、三二〇
二、八八〇	七、二〇〇	六、〇〇〇

山口県告示第三百十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成十八年六月九日

山口県知事 二井 関 成

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	事業の種類	廃止年月日
--------	----------------	------------	-------------	-------	-------

社会福祉法人柳井市社会福祉協議会	柳井市南町三丁目九番一号	社会福祉法人柳井市社会福祉協議会指定訪問介護事業所大島ケアセンター	柳井市神代四八三〇	訪問介護	平成一八、三、三一
------------------	--------------	-----------------------------------	-----------	------	-----------

株式会社オリーブ	小野田市大字東高泊一九一五の五	株式会社オリーブ	小野田市大字東高泊一九一五の五	訪問看護	平成一五、四、三〇
----------	-----------------	----------	-----------------	------	-----------

美和町	玖珂郡美和町大字生見二一六	町立美和病院	玖珂郡美和町大字洪前一七六	訪問看護	平成一八、三、一九
-----	---------------	--------	---------------	------	-----------

社会福祉法人阿武郡阿武町阿武町社会福祉協議会	阿武郡阿武町大字奈古三〇八一の五	阿武町デイサービスセンター	阿武郡阿武町大字木与三七の三	通所介護	平成一八、三、三一
------------------------	------------------	---------------	----------------	------	-----------

医療法人博正会	柳井市中央一丁目一〇番一七号	神出内科医院	柳井市中央一丁目一〇番一七号	通所リハビリテーション	平成一八、三、三一
---------	----------------	--------	----------------	-------------	-----------

山口県告示第三百十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十八年六月九日

山口県知事 二井 関 成

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	事業の種類	指定年月日
--------	----------------	------------	-------------	-------	-------

あぶらんど萩農業協同組合	萩市大字江向四三二の二	あぶらんど萩福祉介護センター	萩市大字椿三三八〇の一	訪問介護	平成一八、四、一
--------------	-------------	----------------	-------------	------	----------

有限会社社長門中央介護事業所	長門市西深川四二二八	訪問介護事業所はればれ長門	長門市仙崎二九一の二	訪問看護	平成一八、三、二
----------------	------------	---------------	------------	------	----------

医療法人新生会	岩国市多田三丁目一〇一番五号	ヘルパーステーションくらんぼさくま	玖珂郡美和町大字洪前一七〇の八	訪問看護	平成一七、九、七
---------	----------------	-------------------	-----------------	------	----------

社会福祉法人阿武福祉会	阿武郡阿武町大字木与三九の五	阿武福祉会訪問介護事業所	阿武郡阿武町大字木与三七の三	訪問看護	平成一八、四、八
-------------	----------------	--------------	----------------	------	----------

山口県厚生農業協同組合連合会	山口市小郡下郷二二三九	小郡第一総合病院訪問看護ステーション	山口市小郡下郷八六二の三	訪問看護	平成一八、三、二
----------------	-------------	--------------------	--------------	------	----------





医療法人南和会	医療法人和会	社会福祉法人平成一成記念会	社会福祉法人美川福祉会	社会福祉法人美和福祉会	社会福祉法人松風会	社会福祉法人阿武福祉会	医療法人社団裕嵩会波多野	医療法人社団外科医院	医療法人あろう会	社会福祉法人阿北福祉会	社会福祉法人山清水会	社会福祉法人高森福祉会	社会福祉法人社会福祉法人	
千鳥ヶ丘一丁目	元町四丁目五番一〇号	徳島市勝占町松成四六	岩国市美川の美川四三七の	美和町生見二五三八	柳井市余田三七六二の一	阿武郡阿武町大字木与三九の五	萩市大字堀内二四七の五	二六三七の一	岩国市中津町一丁目二四番三	萩市大字上小川東分一四〇	川上四九	岩国市周東町西長野六二一	錦見三丁目七番五五	
デイサービスつづ俱樂部	デイサービスなごみ	平成デイサービスセンター	美川苑デイサービスセンター	美和苑デイサービスセンター	セイサーピス苑	清ヶ浜デイサービスセンター	医療法人社団裕嵩会波多野	通所リハビリテーションセンター	医療法人あろう会中川医院	特別養護老人ホーム阿北苑	特別養護老人ホームかわかみ苑	せんぞく苑	特別養護老人ホームかえなえ	
四七〇	二丁目一八番二二三号	二丁目五〇番一四号	小川四三七の	生見二五三八	柳井市余田三七六二の一	阿武郡阿武町大字木与三七の三	萩市大字堀内二四七の五	二六三七の一	岩国市中津町一丁目二四番三	萩市大字上小川東分一四〇	川上四九	岩国市周東町下久原四四三	錦見三丁目七番五五	
通津二	昭和町	黒磯町	美川町	美和町	美和町	阿武郡阿武町	萩市大字堀内	大字橋東	岩国市中津町	萩市大字上小川東分一四〇	川上四九	岩国市周東町	錦見三丁目七番五五	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
社会福祉法人高森福祉会	社会福祉法人光葉会	社会福祉法人高森福祉会	社会福祉法人美川福祉会	社会福祉法人美和福祉会	社会福祉法人松風会	社会福祉法人阿武福祉会	社会福祉法人服部産業株式会社	合資会社ふれんど	有限会社ひまわり	海井医科器械株式会社	株式会社エヌ・エス・サービス	株式会社ホームケアサービス	株式会社サンハイテイ	株式会社アシスト
西長野六二一	三丁目二番一	西長野六二一	小川四三七の	生見二五三八	柳井市余田三七六二の一	徳島市勝占町松成四六	萩市大字熊谷町三〇	一〇三五の五	四九〇の三	岩国市御庄二丁目一〇一番三	南沖四丁目三番三	山口市陶四五	岩国市多田三丁目一〇一番五	三丁目一〇九番三
特別養護老人ホーム玖珂苑	特別養護老人ホーム光葉苑	特別養護老人ホーム高森苑	特別養護老人ホーム美川苑	特別養護老人ホーム美和苑	特別養護老人ホーム松風苑	特別養護老人ホームアウス山ケアルベ	こすもすめーる萩店	ふれんど	有限会社ひまわり	海井医科器械株式会社	株式会社エヌ・エス・サービス	株式会社ホームケアサービス	サンハイテイ	株式会社アシスト
三八一	七の二	西長野六二一	小川四三七の	生見二五三八	柳井市余田三七六二の一	岩国市玖珂町六九七八の一	萩市大字熊谷町三〇	一〇三五の五	四九〇の三	岩国市御庄二丁目一〇一番三	南沖四丁目三番三	昭和町	多田一	御庄一
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃





東ソーコープ薬局 周南市清水一丁目一〇番二八号  
 溝上薬局 山陽小野田市市川一丁目八番三九号

**山口県告示第三百十九号**

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体の指定に関する告示(昭和五十五年山口県告示第六百五十号)の一部を次のように改正する。

平成十八年六月九日

山口県知事 二井 関成

「、由宇町、玖珂町、本郷村、周東町、錦町、美川町、美和町」及び「、徳地町、秋穂町、小郡町、阿知須町」を削る。

**山口県告示第三百二十号**

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の五第一項の規定により、錦川水系錦川、生見川、本郷川及び宇佐川に係る浸水想定区域の調査及び図面の作成(第一工区)の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成十八年六月九日

山口県知事 二井 関成

一 錦川水系錦川、生見川、本郷川及び宇佐川に係る浸水想定区域の調査及び図面の作成(第一工区)

- (一) 履行場所 岩国市内
- (二) 業務の概要

業 務	内 容	数 量
水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十四条第一項に規定する浸水想定区域に係る調査及び図面の作成		一式

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成十六年山口県告示第六百五十七号。以下「告示」という。)二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木関係建設コンサルタント業務のA等級であること。

2 測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十条の三に規定する測量業者であること。

3 出資比率が三パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の告示二の(二)に規定する審査で平成十八年六月八日までに山口県知事はその結果の通知を行ったものうち直近のもの土木関係建設コンサルタント業務の総合点数が二百三十点を超過していること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し
- 3 測量法第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

岩国土木建築事務所 岩国市三笠町一丁目一番一号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成十八年六月九日から同月二十日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成十八年七月十四日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、岩国土木建築事務所(電話〇八二七―二九―一五四〇)にすること。



山口県告示第三百二十二号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の五第一項の規定により、島田川水系島田川及び東川に係る浸水想定区域の調査及び図面の作成(第一工区)の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成十八年六月九日

山口県知事 二井 関 成

- 一 島田川水系島田川及び東川に係る浸水想定区域の調査及び図面の作成(第一工区)  
 (一) 履行場所 岩国市内  
 (二) 業務の概要

業 務	内 容	数 量
水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十四条第一項に規定する浸水想定区域に係る調査及び図面の作成		一式

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成十六年山口県告示第六百五十七号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木関係建設コンサルタント業務のA等級であること。
- 2 測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十条の三に規定する測量業者であること。
- 3 出資比率が三十八パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の告示二の(二)に規定する審査で平成十八年六月八日までに山口県知事がその結果の通知を行ったもののうち直近のもの土木関係建設コンサルタント業務の総合点数が二百三十点を超えていること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し
- 3 測量法第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

岩国土木建築事務所 岩国市三笠町一丁目一番一号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成十八年六月九日から同月二十日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成十八年七月十四日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、岩国土木建築事務所(電話〇八二七二九一―一五四〇)にすること。

山口県告示第三百二十二号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の五第一項の規定により、屋代川水系屋代川に係る浸水想定区域の調査及び図面の作成(第一工区)の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成十八年六月九日

山口県知事 二井 関 成

一 屋代川水系屋代川に係る浸水想定区域の調査及び図面の作成(第一工区)

(一) 履行場所 大島郡周防大島町内

(一) 業務の概要

業 務 内 容	数 量
水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十四条第一項に規定する浸水想定区域に係る調査及び図面の作成	一式

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成十六年山口県告示第六百五十七号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木関係建設コンサルタント業務のA等級であること。
- 2 測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十条の三に規定する測量業者であること。
- 3 出資比率が三十八パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の告示二の(二)に規定する審査で平成十八年六月八日までに山口県知事がその結果の通知を行ったものうち直近のもの土木関係建設コンサルタント業務の総合点数が二百三十点を超過していること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し
- 3 測量法第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

柳井土木建築事務所 柳井市南町三丁目九番三号  
申請書等の提出期間及び時間

(四) 平成十八年六月九日から同月二十日までの午前九時から午後四時三十分まで  
経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

(五) 経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成十八年七月十四日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、柳井土木建築事務所(電話〇八二〇一三二一〇三九六)にすること。

山口県告示第三百二十三号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の五第一項の規定により、三浦川水系三浦川に係る浸水想定区域の調査及び図面の作成(第一工区)の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成十八年六月九日

山口県知事 二井 関 成

一 三浦川水系三浦川に係る浸水想定区域の調査及び図面の作成(第一工区)

(一) 履行場所 大島郡周防大島町内  
(二) 業務の概要

業 務 内 容	数 量
水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十四条第一項に規定する浸水想定区域に係る調査及び図面の作成	一式

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成十六年山口県告示第六百五十七号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定

定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木関係建設コンサルタント業務のA等級であること。

2 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十条の三に規定する測量業者であること。

3 出資比率が三十分以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の告示二の(二)に規定する審査で平成十八年六月八日までに山口県知事はその結果の通知を行ったものうち直近のもの土木関係建設コンサルタント業務の総合点数が二百三十点を超過していること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

1 共同企業体協定書の写し

2 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し

3 測量法第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し

4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

柳井土木建築事務所 柳井市南町三丁目九番三号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成十八年六月九日から同月二十日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成十八年七月十四日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、柳井土木建築事務所(電話〇八二〇一三二一〇三九六)にすること。

山口県告示第三百二十四号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の五第一項の規定により、田布施川水系交川に係る浸水想定区域の調査及び図面の作成(第一工区)の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成十八年六月九日

山口県知事 二井 関成

一 田布施川水系交川に係る浸水想定区域の調査及び図面の作成(第一工区)

(一) 履行場所 柳井市及び熊毛郡田布施町内

(二) 業務の概要

業 務	内 容	数 量
	水防法(昭和二十四年法律第百九十三号)第十四条第一項に規定する浸水想定区域に係る調査及び図面の作成	一式

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成十六年山口県告示第六百五十七号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木関係建設コンサルタント業務のA等級であること。

2 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十条の三に規定する測量業者であること。

3 出資比率が三十分以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の告示二の(二)に規定する審査で平成十八年六月八日までに山口県知事はその結果の通知を行ったものうち直近のもの土木関係建設コンサルタント業務の総合点数が二百三十点を超過していること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し
- 3 測量法第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法  
申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

柳井土木建築事務所 柳井市南町三丁目九番三号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成十八年六月九日から同月二十日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成十八年七月十四日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、柳井土木建築事務所(電話〇八二〇一三二一〇三九六)にすること。

### 山口県告示第三百二十五号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の五第一項の規定により、錦川水系錦川及び渋川に係る浸水想定区域の調査及び図面の作成(第一工区)の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成十八年六月九日

山口県知事 二井 関 成

一 錦川水系錦川及び渋川に係る浸水想定区域の調査及び図面の作成(第一工区)

(一) 履行場所 周南市内

(二) 業務の概要

業 務 内 容	数 量
水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十四条第一項に規定する浸水想定区域に係る調査及び図面の作成	一式

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成十六年山口県告示第六百五十七号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木関係建設コンサルタント業務のA等級であること。
- 2 測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十条の三に規定する測量業者であること。
- 3 出資比率が三パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の告示二の(二)に規定する審査で平成十八年六月八日までに山口県知事の結果の通知を行ったものうち直近のもの土木関係建設コンサルタント業務の総合点数が二百三十点を超過していること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し
- 3 測量法第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

周南土木建築事務所 周南市毛利町二丁目三八番地



- (四) 申請書等の提出期間及び時間  
平成十八年六月九日から同月二十日までの午前九時から午後四時三十分まで
- (五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法  
経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成十八年七月十四日までに発送する。
- 四 その他  
この審査についての問合せは、周南土木建築事務所（電話〇八三四―三三―一六四七―）にすること。

**山口県告示第三百二十六号**

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定により、真締川水系真締川に係る浸水想定区域の調査及び図面の作成（第一工区）の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成十八年六月九日

山口県知事 二井 関 成

- 一 真締川水系真締川に係る浸水想定区域の調査及び図面の作成（第一工区）
  - (一) 履行場所 宇部市内
  - (二) 業務の概要

業 務	内 容	数 量
水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項に規定する浸水想定区域に係る調査及び図面の作成		一式

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成十六年山口県告示第六百五十七号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木関係建設コ

サルタント業務のA等級であること。

2 測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十条の三に規定する測量業者であること。

3 出資比率が三十パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の告示二の(二)に規定する審査で平成十八年六月八日までに山口県知事はその結果の通知を行ったもののうち直近のもの土木関係建設コンサルタント業務の総合点数が二百三十点を超過していること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し
- 3 測量法第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

宇部土木建築事務所 宇部市琴芝町一丁目一番五〇号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成十八年六月九日から同月二十日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成十八年七月十四日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、宇部土木建築事務所（電話〇八三六―二一―七二二―）にすること。

**山口県告示第三百二十七号**

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定により、厚東川水系厚東川及び大田川に係る浸水想定区域の調査及び図面の作成（第一工



区)の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成十八年六月九日

山口県知事 二井 関 成

- 一 厚東川水系厚東川及び大田川に係る浸水想定区域の調査及び図面の作成(第一工区)
- (一) 履行場所 美祢郡秋芳町及び美東町内
- (二) 業務の概要

業 務 内 容	数 量
水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十四条第一項に規定する浸水想定区域に係る調査及び図面の作成	一式

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
  - 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成十六年山口県告示第六百五十七号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木関係建設コンサルタント業務のA等級であること。
  - 2 測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十条の三に規定する測量業者であること。
  - 3 出資比率が三十三パーセント以上であること。
- (二) 共同企業体の代表者の告示二の(二)に規定する審査で平成十八年六月八日までに山口県知事がその結果の通知を行ったもののうち直近のもの土木関係建設コンサルタント業務の総合点数が二百三十点を超えていること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等
- 経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し
- 3 測量法第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し
- 4 委任状

- (二) 申請書等の提出方法
- 申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

- (三) 申請書等の提出場所
- 美祢土木事務所 美祢市大嶺町東分三四九番地の五
- 申請書等の提出期間及び時間
- 平成十八年六月九日から同月二十日までの午前九時から午後四時三十分まで

- (四) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法
- 経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成十八年七月十四日までに発送する。

- (五) その他
- この審査についての問合せは、美祢土木事務所(電話〇八三七―五二―一〇五)にすること。



(三〇七) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成十八年六月九日

山口県知事 二井 関 成

- 一 事務を担当する出先機関の名称及び所在地
- 岩国県税事務所 岩国市三笠町一丁目一番一号
- 二 落札に係る物品等の名称及び予定数量
- 電気 百八十九万九千ワット時
- 三 契約の相手方を決定した手続
- 一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
- 平成十八年三月二十八日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

中国電力株式会社 広島市中区小町四番三三三号

六 落札金額(予定使用電力量の対価に相当する金額)

三千四百三十三万三千四百四十四円

七 入札公告日

平成十八年二月十日

八 その他

(一) 契約担当者

岩国県税事務所長 山崎 英一

(二) 調達方法

購入

(三) 落札方式  
最低価格

(三〇八) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書は、平成十八年六月二十八日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県宇部県民局において公衆の縦覧に供します。

平成十八年六月九日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあった年月日

平成十八年四月二十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 特定非営利活動法人きぼうの会

代表者の氏名 井町 幸雄

主たる事務所の所在地 宇部市松島町二番九号

(三〇九) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次の

とおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。  
当該届出は、平成十八年六月九日から同年十月十日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工課において公衆の縦覧に供します。

平成十八年六月九日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 サンマート華城店

所在地 防府市桑南二丁目六六三

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住

株式会社サンマート 防府市大字新田一〇二二の三

所 代表者の氏名 田中 康男

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を 設置する者の代表 者の氏名	大谷 信夫	田中 康男
大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	株式会社サンマート	"

四 届出年月日

平成十八年五月二十九日

五 変更年月日

平成十七年五月二十五日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 サンマート華城店

所在地 防府市桑南二丁目六六三

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住

株式会社サンマート 防府市大字新田一〇二二の三

所 代表者の氏名 田中 康男

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社ナカガワ	

- 四 届出年月日  
平成十八年五月二十九日
- 五 変更年月日  
平成十七年十一月三十日

(三二〇) 市町が行う土地改良事業の施行の協議に係る決定

次の市町が行う土地改良事業の施行の協議は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、適当であると決定したので、同法第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、その決定に係る土地改良事業計画書及び条例の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成十八年六月九日

山口県知事 二井 関 成

一 事業の内容

市町名

施行地区

事業の種類

萩市

安光地区

ため池の整備

二 縦覧の期間

平成十八年六月十二日から同年七月三日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(三二一) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成十八年六月九日

山口県知事 二井 関 成

就任した役員	土地改良区の名	理事の別	氏名	住 所
山口市榎野川東土地改良区	理事	浅原 利夫	山口市名田島三五一八	
田万川上ノ原土地改良区	理事	岡村 昭二	二二八六	
	監事	原田 鉄男	一四三二	
		三輪 利夫	一五九七	
		福光 利一	三三二五	
		品川 恒夫	三三三三	
		渡邊 恒雄	二七二八	
		福永 傳	二八二七	
		武安 馨	五九六の二	
		河村 博次	四三五	
		石坂 章祥	二九六七の一	
		藤田 泰範	陶四七三〇	
		中野 敏之	一一六〇の四	
		木村 公昭	名田島一六一	
		栗山 新治	三五〇五	
		藤井 正記	陶四五三一の六	
		石橋誠之進	萩市大字中小川五八三	
		林 勝久	四三七	
		吉田 敏恵	大字上小川東分三二二五	
		水津 俊男	大字中小川二六七	
		齋藤 好弘	大字上小川東分二七四六の二	
		齋藤 一小	二五〇四	
		津守 武夫	一六六七	
		上杉 幸人	一六五八	
		山田 清人	三一九三	
		長見 守	一五八三の二	
		安田 智	一三三六	
		天野 猛	六四八	
		岩本 知吉	一一〇一	
		尾木 武夫	大字上小川西分三九六〇	

退任した役員	土地改良区の名称	理事の別	氏名	住	所
二	山口市榎野川東土地改良区	理事	浅原 利夫	山口市名田島二五二八	
		理事	三輪 正明	八六一	
		理事	岡崎 欽一	八六	
		理事	原田 鉄男	一四三二	
		理事	有富 俊男	一六二八	
		理事	福光 利一	三二二五	
		理事	品川 恒夫	三一三三	
		理事	渡邊 恒雄	二七二八	
		理事	田中 玄一	二七九四	
		理事	新原 美敏	大字大潮三二六一	
		理事	岩田 安学	大字鹿野上二四七二	
		理事	岸田 安義	大字鹿野下二五一六の五	
		理事	坂本富士夫	大字大潮八七二の一	
		理事	神田 宝	大字鹿野上二八八四	
		理事	石川 正憲	大字大潮二二六〇	
		理事	貞弘 保生	大字鹿野上二六八三の四	
		理事	白井 賢	大字鹿野中一九二の二	
		理事	梅田 孝文	大字鹿野上二四五三	
		理事	福原 義和	大字大潮二五一八	
		理事	石川 光生	九一七	
		理事	倉富 健	大字鹿野下二四四五	
		理事	村木 実	大字鹿野中一九六〇の八	
		理事	長嶺 広司	二八一七の二	
		理事	貞弘 邦彦	三〇〇〇	
		理事	藤本 勤	三二〇五	
		理事	勝間田研司	周南市大字鹿野下一一四九	
		理事	大谷 則夫	周南市大字鹿野下一二七二	
		理事	原田 昇	三三五	
		理事	増野 博	大字上小川東分一六九一	
		理事	岩本陽一郎	大字中小川四八七	

田万川上ノ原土地改良区	理事	事	氏名	住	所
	理事	事	石橋誠之進	萩市大字中小川五八三	
	理事	事	藤井 正記	陶四五三の一の六	
	理事	事	西田初日出	三九三六	
	理事	事	武安 馨	名田島五九六の二	
	理事	事	竹中 貞子	四六八三の四	
	理事	事	藤井 米夫	陶四九八七	
	理事	事	河村 博次	四三五	
	理事	事	林 忠義	大字上小川東分三〇六〇	
	理事	事	平田 光範	大字中小川二六七	
	理事	事	水津 俊男	大字上小川東分二七四六の二	
	理事	事	齋藤 好弘	二五六一	
	理事	事	林 直美	一六七一	
	理事	事	原田 尚孝	一六九七	
	理事	事	津守 武夫	一六六七	
	理事	事	上杉 幸人	一六五八	
	理事	事	石橋 一信	一五七八	
	理事	事	村田 良春	大字上小川西分三九四一	
	理事	事	天野 猛	大字上小川東分六四八	
	理事	事	岩本 知吉	二二〇一	
	理事	事	尾木 武夫	大字上小川西分三九六〇	
	理事	事	山崎 勇	大字中小川五〇一	
	理事	事	増野 博	大字上小川東分一六九一	
	理事	事	橋本 忠男	四二一	
	理事	事	波田野幸人	六七一	
	理事	事	勝間田研司	周南市大字鹿野下一一四九	
	理事	事	藤本 勤	二二〇五	
	理事	事	貞弘 邦彦	三〇〇〇	
	理事	事	長嶺 広司	二八一七の二	
	理事	事	村木 実	大字鹿野中一九六〇の八	
	理事	事	倉富 健	大字鹿野下二四四五	
	理事	事	石川 光生	大字大潮二五一八	
	理事	事	三浦 昌之	二二二六八	





(三一六) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成十八年六月九日

山口県知事 二井 関 成

一 開発区域に含まれる地域の名称

柳井市新庄字樋ノ口

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

岩国市玖珂町七六五番地の五

川原 茂義



山口県監査委員告示第一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の二十二第二項に規定する監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに当該者が当該事務を補助できる期間は、次のとおりである。

平成十八年六月九日

山口県監査委員

氏名	住所	期間
神田忠二郎	下松市清瀬町三丁目九番七号	平成十八年六月九日から平成十九年三月三十一日まで
水谷 芳昭	旗岡五丁目六番一七号	"
小田 正幸	周南市代々木通二丁目二一	"
田中 博之	下関市形山みどり町六番六号	"
古林 照己	下松市北斗町三番一〇三号	"
中田 麻美	熊毛郡田布施町大字下田布施三三〇の三〇	"

平成十八年六月九日印刷  
平成十八年六月九日発行

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）